

外国弁護士制度研究会 報告書

平成 2 1 年 1 2 月 2 4 日
外国弁護士制度研究会

第1 はじめに

近年、我が国における法律事務の需要は、複雑多様化、専門化、国際化する傾向が著しい。質の高い法律事務の提供を受けることができるようにするためには、法律事務の担い手である弁護士及び外国法事務弁護士が、こうした需要に的確に対応して活動することができるよう、その制度的基盤を整備することが不可欠である。

このような状況認識に基づき、まず、平成13年に、弁護士業務の共同化を推進する見地から、弁護士法人制度が導入され、弁護士が法人組織によって法律事務を提供することができるようになり、次いで、今般の司法制度改革においては、弁護士と外国法事務弁護士の提携・協働関係を強化する見地から、両者の間の共同事業（外国法共同事業）が自由化されるとともに、外国法事務弁護士が弁護士を雇用することが解禁される等、一定の法的整備がされた。

もっとも、その後も、内外から、弁護士及び外国法事務弁護士の活動基盤の更なる整備を求める要望が寄せられているところであり、その中で、外国法事務弁護士についても、弁護士と同様に、法人組織によって法律事務を提供することができるようにする等の法的整備を行うよう強く求められている。

こうした情勢を踏まえて、政府は、平成16年3月19日、「規制改革・民間開放推進3か年計画」を閣議決定し、「今後増加すると見込まれる国際的な法的需要に適切に対応する観点から、外弁事務所についても日本弁護士と同様の位置付けで法人化を認めるべきであるとの指摘があることを踏まえ、今後の我が国における国際的な法的需要の動向や外弁の登録数、外弁と日本弁護士（法人を含む）との外国法共同事業の実態等も考慮しつつ、外弁事務所の法人化について検討を行い、結論を得る」とした（なお、その後、平成19年6月22日に閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画」も同旨。）。

以上のような状況を踏まえて、法務省及び日本弁護士連合会は、外国法事務弁護士事務所の法人化その他これに関連する事項について検討を行うことを目的として、平成20年5月29日、外国弁護士制度研究会（以下「本研究会」という。）を設置した。

本研究会は、平成20年6月から、この目的に従って調査審議を開始し、平成21年8月までの間、弁護士業務をとりまく内外の動向並びに我が国及び諸外国における外国弁護士受入制度の動向について調査及び研究を行った上で、まず、①外国法事務弁護士が社員となり外国法に関する法律事務のみを取扱業務とする法人（外国法事務弁護士事務所を法人化したもの。以下「A法人」という。）制度の在り方について検討を行い、次いで、②弁護士及び外国法事務弁護士が共に社員となり日本法及び外国法に関する法律事務を取扱業務とする法人（外国法共同事業を法人化したもの。以下「B法人」という。）制度の検討を行い、同年8月に、「外国弁護士制度研究会—中間取りまとめ—」（以下「中間取りまとめ」という。）を取りまとめた。

その後、本研究会は、パブリックコメント手続において寄せられた中間取り

まとめに対する意見も参考にしつつ、平成21年10月から同年12月までの間、更なる検討を行い、合計19回の会議の結果、本報告書を取りまとめるに至った（本研究会の構成及び開催の経過は別添1及び別添2のとおりである。）。

本報告書は、本研究会におけるこれまでの調査審議の結果を明らかにするものである。

第2 弁護士業務をとりまく動向

1 法律事務所の共同化の現状等

我が国の弁護士の数は、別添3のとおり、平成21年3月末現在、26,930人である（ちなみに、平成21年現在の弁護士1人当たりの国民数を比較してみると、日本のそれが4,737人であるのに対し、アメリカ合衆国のそれは280人、連合王国のそれは451人、ドイツ連邦共和国のそれは547人、フランス共和国のそれは1,275人となっている。）。

その推移についてみると、日本弁護士連合会設立当初の昭和25年は6,000人足らずであったのが、昭和50年に1万人を超え、平成16年には2万人を超えて現在に至っている。

また、弁護士の活動状況をみると、別添4のとおり、平成21年3月現在、弁護士が1人しか所属していないいわゆる1人事務所の数が全体の65%を占める状況にある。その一方で、東京、大阪等の都市部を中心として法律事務所の共同化が相当程度に進みつつある状況にあり、所属弁護士数が100人を超える大規模法律事務所も7事務所を数えるに至っている。このうち、所属弁護士数が100人台の法律事務所が2事務所、200人台の法律事務所が3事務所、300人台の法律事務所が1事務所及び400人台の法律事務所が1事務所である。

2 弁護士法人制度の現状等

(1) 弁護士法人制度

弁護士法人制度は、弁護士が法人組織によって法律事務を提供することを認める制度であり、弁護士業務の基盤を拡大・強化することにより、複雑多様化、専門化、国際化する法律事務の需要に的確に対応し、国民の利便性の一層の向上を図ることを目的として、平成13年に導入されたものである。

(2) 現状等

弁護士法人数は、平成21年3月末現在、357である。

これを所属弁護士会別，社員数別及び所属弁護士数別にみた内訳については，別添5のとおりである。

ア 所属弁護士会別の内訳

所属弁護士会別にみると，東京3会のいずれかの会に所属する法人が最も多く（合計124法人。全体の30%。東京会が67法人，第一東京会が33法人，第二東京会が24法人である。），次いで，大阪会所属の法人（65法人。全体の16%），愛知県会所属の法人（25法人。全体の6%）の順に多くなっている。

イ 社員数別の内訳

社員数別にみると，社員数1人の法人が最も多く（157法人。全体の44%），次いで，社員数2人の法人（113法人。全体の32%），社員数3人の法人（40法人。全体の11%）の順に多くなっている。他方で，社員数10人を超える法人は5法人あり，社員数が最も多い法人で25人となっている。

ウ 所属弁護士数別の内訳

法人所属の弁護士数別にみると，5人以下の法人が合計268法人あり，全体の76%を占めている一方で，30人を超える法人も6法人あり，最も弁護士数が多い法人で93人となっている。

なお，最近5年間の弁護士法人の設立件数をみると，平成16年が47件，平成17年が38件，平成18年が33件，平成19年が56件及び平成20年が82件となっており，平成18年以降は増加傾向にある。

(3) 従たる事務所の状況

弁護士法人は，主たる法律事務所のほか，従たる法律事務所を設けて法律事務を提供することができることとされているが，業務の適正な遂行を確保する観点から，それぞれの法律事務所には，当該法律事務所の所在する地域の弁護士会の会員である社員の弁護士を常駐させなければならないこととされている。

もっとも，弁護士法人については，公益的活動の一環として，いわゆる弁護士過疎地域に従たる事務所を設けて，その地域において適切な法律事務を提供する役割を果たすことも期待されるため，当該地域の弁護士会が許可したときは，その会員である社員の弁護士を常駐させなくてもよいこととされている。

この弁護士法人の従たる事務所の設置状況は，別添6のとおりであり，平成21年3月末現在，114の弁護士法人が合計148の従たる事務所

を設けており、主たる事務所と異なる地域（他の都道府県）に設けられた従たる事務所は59事務所ある。

また、上記の弁護士会の許可を得てその会員である社員の弁護士を常駐させなくてよいこととされた従たる事務所は、29事務所ある。

第3 我が国及び諸外国における外国弁護士受入制度の現状等

1 我が国における外国弁護士受入制度の現状等

(1) 外国法事務弁護士制度

ア 外国法事務弁護士制度の概要

外国法事務弁護士制度が創設された昭和62年当時、我が国と諸外国との人的、物的交流は活発化の一途をたどっており、これに伴い、国際的法律事務の需要も年々増大する傾向にあった。その一方で、当時の制度は、外国法の専門的知識を有する外国弁護士が我が国において事務所を開設して法律事務を提供することを許していなかったことから、このような需要に的確に対応するには不十分なものとなってきた。また、我が国の弁護士が外国において日本法に関する法律事務を行うことも必ずしも十分に保証されているとはいえない状況にあった。

このような状況を踏まえて、昭和62年に、渉外的法律関係の安定を図ること等を目的として外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法が制定され、外国法事務弁護士制度が導入されることとなった。

この外国法事務弁護士制度は、弁護士以外の者が法律事務を取り扱うことを原則的に禁止する弁護士法第72条の特例として、外国の弁護士となる資格を有する者が、所定の要件を満たした場合に、その資格を基礎として、新たな資格試験等を課することなく、「外国法事務弁護士」の名称の下に一定の外国法に関する法律事務を取り扱うことを認める制度である。

なお、これまでに、外国法事務弁護士が法律で許された範囲を超えて法律事務を取り扱ったことを理由として懲戒された事例はない。

イ 外国法事務弁護士制度の改正

この外国法事務弁護士制度については、その発足後、内外の諸情勢等を踏まえて、渉外的法律関係の一層の安定を図ること等を目的として、次のとおり、規制緩和措置が講じられてきた。

① 平成6年改正

- i 外国法事務弁護士となる資格の承認基準の一つである外国弁護士としての職務経験について、我が国における弁護士等に対する労務提供についても、一定の要件の下に通算して2年を限度として必要とされる期間に算入することができるものとする事、
 - ii 外国法事務弁護士が、5年以上の職務経験を有する弁護士とする場合に限り、組合契約その他の契約により、訴訟代理等一定の法律事務を除く法律事務を提供することを目的とする共同の事業を営むことができるものとする事
- 等の規制緩和措置が講じられた。

② 平成8年改正

- i 外国法事務弁護士が、国際仲裁事件の手続についての代理を行うことができるものとする事、
 - ii 外国で法律事務を提供している外国弁護士が、その外国で依頼され又は受任した国際仲裁事件の手続についての代理を行うことができるものとする事
- 等の規制緩和措置が講じられた。

③ 平成10年改正

- i 外国法事務弁護士となる資格の承認基準の一つである外国弁護士としての職務経験について、必要とされる期間を短縮して、これを3年以上とした上、外国弁護士となる資格を取得した外国以外の外国において法律事務を提供した経験についても、一定の要件の下に、その必要とされる期間に算入することができるものとする事とともに、我が国における弁護士等に対する労務提供についても、一定の要件の下に通算して1年を限度としてその必要とされる期間に算入することができるものとする事、
 - ii 外国法事務弁護士が提供することのできる法律事務の範囲を拡充して、指定法に関する法律事務以外の特定外国法に関する法律事務についても、一定の要件を満たす外国弁護士等の書面による助言を受けてするときは、これを行うことができるものとする事、
 - iii 外国法事務弁護士と弁護士との共同の事業について、目的に関する規制を緩和して、外国法に関する知識を必要とする法律事務等を行うことを目的とすることができるものとする事
- 等の規制緩和措置が講じられた。

④ 今般の司法制度改革（平成15年改正）

その後、平成11年7月に、内閣の下に司法制度改革審議会が設置され、同審議会は、21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議を行い、平成13年6月に、「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度—」を取りまとめた。

この意見書は、弁護士制度の改革についても言及しており、①弁護士の執務態勢を強化するとともに専門性を強化するため、「法律事務所の共同化・法人化、専門性の強化、協働化・総合事務所化等を推進するための方策を講じるべきである」等とし、また、②弁護士の国際化、外国法事務弁護士等との提携・協働を図るため、「弁護士が、国際化時代の法的需要に十分対応するため、専門性の向上、執務態勢の強化、国際交流の推進、法曹養成段階における国際化の要請への配慮等により、国際化への対応を抜本的に強化すべきである。日本弁護士と外国法事務弁護士等との提携・協働を積極的に推進する見地から、例えば特定共同事業の要件緩和等を行うべきである」等としている。

このような意見を踏まえて、

- i 外国法事務弁護士による弁護士の雇用について、所要の弊害防止措置を講じた上で、これを解禁するものとする事、
- ii 外国法事務弁護士と弁護士又は弁護士法人との共同の事業について、従前の特定共同事業制度を廃止して、所要の弊害防止措置を講じた上で、すべての弁護士又は弁護士法人との間で、取り扱う法律事務の範囲を限定することなく、自由に共同事業を行うことができるものとする事

等の規制緩和措置が講じられた。

(2) 外国法事務弁護士の登録状況等

ア 外国法事務弁護士となるには、外国弁護士となる資格を有する者が、所定の基準に適合するものとして法務大臣の承認を得て外国法事務弁護士となる資格を取得し、更に日本弁護士連合会に備える外国法事務弁護士名簿に登録を受けなければならないこととされている。

この登録を受けて外国法事務弁護士となった者は、平成21年12月15日現在、323人である。

これを所属弁護士会別、原資格国別及び国籍別にみた内訳については、別添7のとおりである。

① 所属弁護士会別の内訳

所属弁護士会別にみると、東京3会のいずれかの会に所属する者が圧倒的多数を占めており（合計303人。全体の94%。第二東京会141人、第一東京会110人、東京会52人）、次いで、大阪会に所属する者が10人（全体の3%）と多くなっている。

② 原資格国別の内訳

原資格国別にみると、アメリカ合衆国の州等を原資格国とする者が過半数を占めており（合計196人。全体の60%。ニューヨーク州99人、カリフォルニア州45人ほか）、次いで、連合王国を原資格国とする者（58人。全体の18%）、中華人民共和国を原資格国とする者（21人。全体の6%）の順に多くなっている。

③ 国籍別の内訳

国籍別にみると、アメリカ合衆国が139人（全体の43%）と最も多く、次いで、日本（56人。全体の17%）、連合王国（46人。全体の14%）の順に多くなっている。

イ 登録者数の推移

外国法事務弁護士制度は昭和62年に始まったが、それ以降の登録者数の推移は、別添7のとおりである。制度発足当初は増加傾向にあったものの、その後横ばいとなり、平成10年以降は飛躍的に増加する傾向にある。

(3) 弁護士と外国法事務弁護士の提携・協働関係の現状等

ア 弁護士と外国法事務弁護士が行う共同の事業について

前記のとおり、平成6年の法改正により、外国法事務弁護士は、一定の職務経験を有する弁護士との間で、訴訟代理等一定の法律事務を除く法律事務を行うことを目的とする共同の事業（特定共同事業）を行うことができるようになった。

その後、平成10年の法改正により、特定共同事業の目的の範囲が緩和される措置が講じられ、次いで、今般の司法制度改革により、すべての弁護士又は弁護士法人との間で、取り扱う法律事務の範囲を限定することなく自由に共同の事業（外国法共同事業）を行うことができるようになるとともに、その共同の事業によって得た収益についても、両者の間で自由に分配することができるようになった。

この弁護士と外国法事務弁護士との共同事業についてみると、別添8

のとおり、平成21年4月1日現在、外国法共同事業を行っている弁護士の合計数は175人、外国法事務弁護士の合計数は81人である。

また、これらの弁護士又は外国法事務弁護士が雇用する弁護士の合計数は664人であり、外国法事務弁護士の合計数は43人である。

さらに、最近8年間の弁護士と外国法事務弁護士の共同事業数、共同事業に係る弁護士数（被雇用の弁護士数を含む。）及び外国法事務弁護士数（被雇用の外国法事務弁護士数を含む。）の推移については、別添8のとおりとなっている。

イ 外国法事務弁護士による弁護士の雇用等について

前記のとおり、今般の司法制度改革により、外国法事務弁護士による弁護士の雇用が解禁された。

外国法事務弁護士による弁護士等の雇用についてみると、別添8のとおり、平成21年4月1日現在、外国法事務弁護士が雇用する弁護士数は合計65人であり、外国法事務弁護士が雇用する外国法事務弁護士数は合計34人である。

なお、弁護士及び外国法事務弁護士が外国弁護士を雇用することについては、特段の規制が設けられていない。

平成11年4月1日から平成20年4月1日までの間に、弁護士及び外国法事務弁護士が雇用した外国弁護士数は、別添8のとおり、累計275人となっている。

(4) A法人制度及びB法人制度の創設に関する各界の要望等

冒頭に述べたとおり、アメリカ合衆国、EUを始めとして内外から、弁護士が弁護士法人を設立して法律事務を提供することができるのと同様に、外国法事務弁護士も法人組織により法律事務を提供することができるようにする等の法的整備を行うよう強く要望されている。こうした情勢を踏まえて、政府は、平成16年3月19日、「規制改革・民間開放推進3か年計画」を閣議決定し、「今後増加すると見込まれる国際的な法的需要に適切に対応する観点から、（中略）外弁事務所の法人化について検討を行い、結論を得る」とした（平成19年6月22日閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画」も同旨。）。

また、本研究会は、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士と共同事業を行っている弁護士、弁護士法人の代表社員等に対してヒアリングを行ったが、A法人制度及びB法人制度を創設すべきであるとの意見が多数出された。

さらに、法務省は、平成21年8月24日から同年9月24日までの間、中間取りまとめについてパブリックコメント手続を実施したところ、合計

11の団体・個人から意見が寄せられた。この寄せられた意見においては、A法人制度の創設に反対するものではなく、また、B法人制度の創設については、これに賛成する意見（制度の具体的在り方について意見を付したものを含む。）が大多数を占めた。

2 諸外国における外国弁護士受入制度の現状

アメリカ合衆国，連合王国，中華人民共和国，フランス共和国，ドイツ連邦共和国の諸外国の外国弁護士受入制度の現状については，別添9のとおりである。

第4 提言

本研究会は，前記第2及び第3のとおり，弁護士業務をとりまく動向並びに我が国及び諸外国における外国弁護士受入制度の現状等を踏まえて，A法人制度及びB法人制度の在り方について検討を行った。

我が国の社会経済の複雑多様化，急速な国際化に伴い，求められる法律事務の内容は，一国の特定の法分野に関するものにとどまらず，複数の法分野が複雑に絡みあうもの，高度の専門性が求められる法分野に関するもの，複数の国の法が関わるものなど，複雑多様化，専門化，国際化する傾向が著しい。

このように複雑多様化，専門化，国際化する法律事務の需要に的確に対応して質の高い法律事務を提供していくためには，法律事務の担い手である弁護士及び外国法事務弁護士が，その専門性を遺憾なく発揮できるよう，多様な組織形態で活動することのできる環境を確保することが不可欠である。

ところが，現行制度では，弁護士は，組合組織又は法人組織（弁護士法人）によって法律事務を提供することが可能であるが，外国法事務弁護士は，法人組織によって法律事務を提供することが許されていない。また，弁護士と外国法事務弁護士とが提携・協働関係を構築する必要性は，近時ますます高まっているが，現行制度では，弁護士と外国法事務弁護士が組合組織によって共同して法律事務を提供することができる（外国法共同事業）ものの，法人組織によって共同して法律事務を提供することが許されていない。

このように，現行制度は，弁護士及び外国法事務弁護士の自由な活動環境を確保する観点からは，なお不十分であり，その制度的基盤を整備するため，新たに，外国法事務弁護士が法人組織により法律事務を提供することができるようにする制度（A法人制度）を導入するとともに，弁護士及び外国法事務弁護士が共同して法人組織により法律事務を提供することができるようにする制度（B法人制度）を導入する必要がある。このような制度的基盤を整備することは，我が国の弁護士の育成に資するのみならず，海外の優秀な外国弁護士の確保にも資することとなり，ひいては，提供する法律事務の更なる質の向上にもつながることとなる。

他方で、これらの法人が不適切な内容の法律事務を提供して依頼者に不測の損害を与えるようなことがあっては、無資格者が法律事務を提供することを禁止して国民の法律生活の公正かつ円滑な営みと法律秩序を維持しようとした弁護士法第72条の趣旨にもとることにもなりかねないのであって、このような事態が発生することを未然に防止するため、所要の弊害防止措置を講ずる必要があることはいうまでもない。

このような検討の結果、本研究会は、A法人制度及びB法人制度については、いずれも、法律事務の需要の複雑多様化、専門化、国際化によりの確に対応することができるようにするため、これを創設する必要があるが、弁護士法第72条の法意、これを前提とした現行の弁護士制度及び外国法事務弁護士制度の在り様等を踏まえて、それぞれ以下に述べる措置を講ずるものとするほか、現行の弁護士法による弁護士法人と同様の規律とすべきであるとの結論に至った。

1 A法人制度について

(1) 業務の範囲

ア A法人は、個人の外国法事務弁護士と同様に、①社員である外国法事務弁護士の原資格国法及び指定法に関する法律事務を取り扱うことができるものとするとともに、②それ以外の外国法に関する法律事務についても、当該外国法に関する知識・能力が制度的に担保された一定の者（外弁法第5条の2第1項各号に掲げる者。以下「当該外国法に係る有資格者」という。）の書面による助言を受けてする場合に限り、これを取り扱うことができるものとする。

イ A法人は、外国法に関する法律事務のうち、例えば、国内の裁判所における訴訟代理等、我が国の国益上又は公益上、外国法事務弁護士のみが社員となるA法人に取り扱わせることが相当でない認められる法律事務については、これを取り扱うことができないものとする。

ウ A法人は、外国法に関する法律事務のうち、例えば、親族関係に関する法律事件でその当事者として日本国民が含まれるものについての代理等、外国法事務弁護士である社員のみによって遂行させることが相当でない認められる法律事務については、個人の外国法事務弁護士と同様に、弁護士と共同し、又は弁護士の書面による助言を受けて行わなければならないものとする。

(2) 業務執行権限等

A法人の社員は、その原資格国法及び指定法に関する法律事務の取扱い

について、A法人の意思決定を行い、各自が内部的執行をし、及びA法人を代表するものとする。

これに加えて、A法人の社員は、その原資格国法及び指定法以外の外国法に関する法律事務についても、当該外国法に係る有資格者の書面による助言を受けてする場合に限り、A法人の意思決定を行い、各自が内部的執行をし、及びA法人を代表するものとする。

また、A法人は、弁護士法人の場合と同様に、特定の事件について業務を担当する社員を指定することができるものとした上、当該指定がされた事件については、当該指定を受けた社員のみがA法人の意思決定を行い、内部的執行をし、及びA法人を代表するものとする。

(3) 社員の法人債権者に対する責任

A法人の債務については、弁護士法人の場合と同様に、A法人の財産をもってその債務を完済することができないとき等は、各社員は、A法人の債権者に対して直接かつ無限の連帯責任を負うものとする。

もっとも、A法人が特定の事件について業務を担当する社員を指定し、依頼者に対しその旨を書面により通知した場合には、弁護士法人と同様に、当該指定がされた事件に関し依頼者に対して負担することとなったA法人の債務については、当該指定を受けた社員のみが当該依頼者に対し直接かつ無限の連帯責任を負うものとする。

(4) 弁護士の雇用及び外国法共同事業

ア A法人は、個人の外国法事務弁護士の場合と同様に、①弁護士を雇用すること及び②弁護士又は弁護士法人との間で共同事業を行うことができるものとする。

イ もっとも、外国法事務弁護士である社員が雇用形態等を利用して、A法人の使用人である弁護士又は共同事業の相手方である弁護士若しくは弁護士法人を介して日本法に関する法律事務を取り扱うおそれがある。

このような弊害が発生することを未然に防止するため、①個人の外国法事務弁護士が弁護士を雇用する場合及び②個人の外国法事務弁護士が弁護士又は弁護士法人との間で共同事業を行う場合と同様に、外国法事務弁護士である社員が、使用人である弁護士が個人事件として受任した日本法に関する法律事務の取扱いについて不当な関与をすることを禁止する等の規制を設けるものとする。

(5) 事務所に係る規制

ア A法人は、複数の事務所を設けることができるものとする。

イ A法人は、弁護士法人の例に倣い、その事務所に、当該事務所の所在する地域の弁護士会の外国特別会員である社員を常駐させなければならないものとする。

※ 社員である外国法事務弁護士は外国特別会員とされている。

ウ 弁護士法人の従たる法律事務所における社員の常駐義務については、当該法律事務所の所在する地域の弁護士会が許可したときにその義務を解除する例外的措置が講ぜられている（弁護士法第30条の17ただし書）が、A法人の従たる事務所における社員の常駐義務については、そのような例外的措置を講じないものとする。

※ 弁護士法人については、その法律事務所に、当該法律事務所の所在する地域の弁護士会の会員である社員を常駐させなければならないこととされている。

もともと、弁護士法人の従たる法律事務所については、いわゆる弁護士過疎地域における日本法に関する法律事務の需要に対応する等の公益的活動の基盤となることも期待されることから、一定の場合に、当該地域の弁護士会の許可を条件として、社員が常駐しない従たる法律事務所を設けることが特に認められている。

外国法に関する法律事務のみを取扱業務とするA法人については、このような例外的措置を講ずる必要性が認められない。

(6) 業務遂行時の資格表示義務等

A法人の社員は、A法人の機関としてA法人の業務を遂行するに当たり、個人の外国法事務弁護士として業務を遂行する場合と同様に、原資格国の国名を付して外国法事務弁護士の名称を使用しなければならないものとする等の規制を設けるものとする。

※ 依頼者において、外国法事務弁護士である社員の権限内容を誤解し、そのことによって不測の損害を被るおそれがあることから、本措置を提言するものである。

(7) 非弁提携の禁止

A法人については、弁護士法人と同様に、①弁護士法第72条等に違反する者から事件の周旋を受ける行為及び②弁護士法第72条等に違反する者に自己の名義を利用させる行為をそれぞれ禁止し、その違反行為に対し

て罰則を設けるものとする。

2 B法人制度について

(1) 業務執行権限等

ア B法人の業務については、原則として、全社員が、B法人の意思決定を行い、各自が内部的執行をし、及びB法人を代表するものとする。

イ B法人の日本法に関する法律事務の取扱いについては、弁護士である社員のみが意思決定を行い、その各自が内部的執行をし、及びB法人を代表するものとする。

ウ なお、B法人の外国法に関する法律事務の取扱いに係る外国法事務弁護士である社員の権限等については、A法人の場合と同様の措置を講ずるものとする。

(2) 社員又は使用人である弁護士に対する不当関与の禁止に関する規制

B法人については、外国法事務弁護士である社員が、社員又は使用人である弁護士を介して日本法に関する法律事務を取り扱うおそれがある。

このような弊害が発生することを未然に防止するため、①個人の外国法事務弁護士が弁護士を雇用する場合及び②個人の外国法事務弁護士が弁護士又は弁護士法人との間で外国法共同事業を行う場合と同様に、B法人の日本法に関する法律事務について弁護士である社員が行う意思決定、内部的執行及び代表行為に不当な関与をすることを禁止する等の規制を設けるものとする。

(3) 事務所に係る規制

ア B法人は、複数の事務所を設けることができるものとする。

イ B法人は、弁護士法人の例に倣い、その事務所に、当該事務所の所在する地域の弁護士会の会員又は外国特別会員である社員を常駐させなければならないものとする。ただし、その従たる事務所については、弁護士法人の場合と同様に、当該事務所の所在する地域の弁護士会が許可したときは、この限りでないものとする。

※1 常駐させなければならない社員は、会員である弁護士であるか、外国特別

会員である外国法事務弁護士であるかを問わない。

※2 本措置を講ずるものとする場合には、弁護士である社員が常駐しない事務所も存在し得ることとなる。当該事務所に常駐する外国法事務弁護士である社員が、日本法に関する法律事務について意思決定を行い、内部的執行をし、及びB法人を代表することが許されないことは、前記(1)イから明らかであり、一般的に、当該事務所において日本法に関する法律事務が取り扱われることはないものと思われるが、当該事務所における業務の適正を確保するため、更なる措置を講ずるものとするかどうかについては、B法人が複数の事務所を設けることを許容する一方で、その事務所に、当該事務所の所在する地域の弁護士会の会員又は外国特別会員である社員を常駐させなければならないものとした趣旨、弁護士及び外国法事務弁護士の業務の実情、他の法制例等を踏まえつつ、十分な検討を加えることを要望する。

- (4) その他、B法人の社員資格が外国法事務弁護士にも付与されることから、そのこととの関係で、必要に応じて、A法人と同様の規律を設けるものとする。

3 他の類型の法人への移行及び合併

弁護士法人、A法人及びB法人は、それぞれ、他の類型の法人に移行し、又は他の法人と合併することができるよう、所要の規定を整備すべきである。

この整備に当たっては、これらの法人が法律事務の需要に迅速かつ的確に対応することができるようにするため、可能な限り柔軟な制度設計をすることが望ましい。

4 A法人及びB法人の監督

- (1) A法人及びB法人は、弁護士会及び日本弁護士連合会の監督を受けるものとする。
- (2) これらの機関による監督の実効性を確保するため、A法人及びB法人は、弁護士法人と同様に、成立したときは、成立の日から2週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならないものとする等の措置を講ずるものとする。
- (3) なお、日本弁護士連合会及び弁護士会は、A法人及びB法人に対する指導・監督の実効性を確保するため、懲戒の在り方を含めた指導・監督の在り方について十分な検討を行うべきである。この検討に当たっては、弁護

士法人及び外国法共同事業の例を踏まえて、日本弁護士連合会の会則・会規等において、法人及びその社員に対する調査権限を付与するとともに、これらの者に対し、当該調査への協力を義務付ける等の措置を講ずることが望ましい。

第5 終わりに

本研究会は、法務省が、本提言の趣旨に沿って、日本弁護士連合会と協議の上、速やかに所要の措置を講ずることを要望する。

また、日本弁護士連合会においても、弁護士及び外国法事務弁護士に対する指導・監督権限が付与された本旨にのっとり、A法人及びB法人を含めた指導・監督の実効性を確保するための方策について、引き続き、真摯に検討していくことを要望する。

最後に、本研究会の調査審議に当たり御意見を賜った関係者の方々に対して、この場を借りて謝意を表する。

研究会の構成員

[第1回研究会から第19回研究会まで]

座長	伊藤 眞	(早稲田大学大学院教授)
委員	中西 康	(京都大学教授)
同	長谷部 由起子	(学習院大学教授)
同	佐成 実	(東京ガス総務部法務室長)
同	杉山 美邦	(読売新聞東京本社執行役員経理局長)
同	越 純一郎	(就任時・バンクタイシニアアドバイザー, 事業再生実務家協会常務理事)
同	松木 和道	(三菱商事(株)理事, コーポレート担当役員補佐兼コンプライアンス総括部長)
同	牛島 信	(日本弁護士連合会外国弁護士及び国際法律業務委員会委員長)
同	下條 正浩	(同委員会委員, 前同委員会委員長)
同	深山 卓也	(法務省大臣官房司法法制部長)
同	中川 深雪	(法務省大臣官房司法法制部参事官)
同	佐瀬 正俊	(弁護士)
同	高中 正彦	(弁護士)
幹事	渡邊 英夫	(法務省大臣官房司法法制部付検事)
同	出井 直樹	(就任時・日本弁護士連合会事務次長)
オブザーバー	ルーカス・クラトフィル	(外国法事務弁護士) (ハーバート・スミス所属)
同	何 連明	(外国法事務弁護士) (TMI 法律事務所所属)

[第3回研究会から第19回研究会まで]

幹事	柳 志郎	(日本弁護士連合会事務次長)
----	------	----------------

[第1回研究会から第8回研究会まで]

オブザーバー	濱本 幸也	(就任時・外務省サービス貿易室首席事務官)
--------	-------	-----------------------

[第9回研究会から第19回研究会まで]

オブザーバー	大野 祥	(外務省サービス貿易室首席事務官)
--------	------	-------------------

研究会開催経過一覧

第1回（平成20年6月6日）

委員紹介

外国法事務弁護士制度概要や経緯等の説明

検討項目の確認

予定される検討スケジュールの説明

第2回（平成20年6月20日）

諸外国における外弁受入制度の状況報告

（ヒアリング）

ロバート・フランシス・グロンディン氏

（在日米国商工会議所名誉会頭、ホワイトアンド ケース外国法事務弁護士事務所
外国法事務弁護士）

- ・外国法事務弁護士から見た外弁事務所法人化ならびに外弁制度の是正すべき点

第3回（平成20年7月17日）

（ヒアリング）

濱本幸也氏（外務省サービス貿易室首席事務官）

- ・サービス交渉：サービス貿易の4態様
- ・サービス貿易（GATS）における主要国の外国弁護士に関する約束・オファー

（ヒアリング）

牛島 信氏（日弁連外弁委員会委員長）

- ・外弁法の制定と改正の経緯
- ・外国の外弁制度との比較
- ・世界の巨大事務所の状況と日本の法律事務所の状況
- ・外弁事務所の現状と外弁制度の問題点
- ・弁護士法人制度
- ・外弁法人制度を制定する必要性

（ヒアリング）

松木和道氏

（三菱商事（株）理事，コーポレート担当役員補佐兼コンプライアンス 総括部長）

- ・三菱商事法務部における企業法務について

第4回（平成20年9月4日）

（ヒアリング）

渥美博夫氏（渥美総合法律事務所・外国法共同事業 弁護士）

バニー・ディクソン氏（渥美総合法律事務所・外国法共同事業 外国法事務弁護士）

- ・弁護士法人のメリット及びデメリット
- ・コンフリクトの問題
- ・弁護士法人と共同事務所等の税務・社会保険の比較
- ・弁護士と外弁との共同事業形態
- ・弁護士法人と外国法事務弁護士による外国法共同事業
- ・弁護士法人と外弁法人による外国法共同事業の可能性
- ・弁護士と外弁を社員とする弁護士法人の可能性

- ・外弁に弁護士法人の社員資格を認めること（いわゆる一体型弁護士法人）のメリット及びデメリット
- ・主要国との比較
- ・弊害防止措置の選択肢
- ・平成19年の公認会計士法改正による監査法人の特定社員制度

第5回（平成20年9月26日）

（ヒアリング）

国谷史朗氏（弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士，ニューヨーク州弁護士）

- ・法人化の経緯，法人化のメリット・デメリット，外国法事務弁護士との共同事業に関する意見等について

第6回（平成20年10月21日）

（委員間の協議）A法人制度について

第7回（平成20年11月7日）

（委員間の協議）A法人制度について

第8回（平成20年12月2日）

（委員間の協議）A法人制度について

第9回（平成21年1月22日）

（委員間の協議）B法人制度について

第10回（平成21年2月25日）

（委員間の協議）B法人制度について

第11回（平成21年3月23日）

（ヒアリング）

共同事業の経験のある3人の弁護士及び外国法事務弁護士

- ・外国法共同事業の実態について

第12回（平成21年5月28日）

（委員間の協議）B法人制度について

第13回（平成21年7月7日）

（委員間の協議）B法人制度について

第14回（平成21年7月29日）

（委員間の協議）B法人制度について

第15回（平成21年8月11日）

（委員間の協議）「外国弁護士制度研究会－中間取りまとめ（案）」について

第16回（平成21年10月15日）

（委員間の協議）パブリックコメントに提出された意見を踏まえた意見交換

第17回（平成21年10月22日）

(委員間の協議)「B法人の従たる事務所に対する規制の在り方」について

第18回(平成21年11月12日)

(委員間の協議)「社員の常駐義務」について

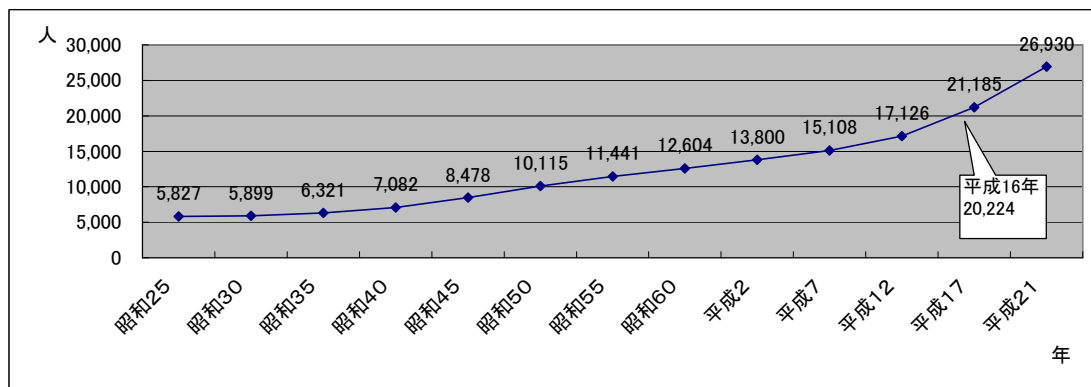
(委員間の協議)「組織変更等の在り方」について

(委員間の協議)「法人の名称」について

第19回(平成21年12月24日)

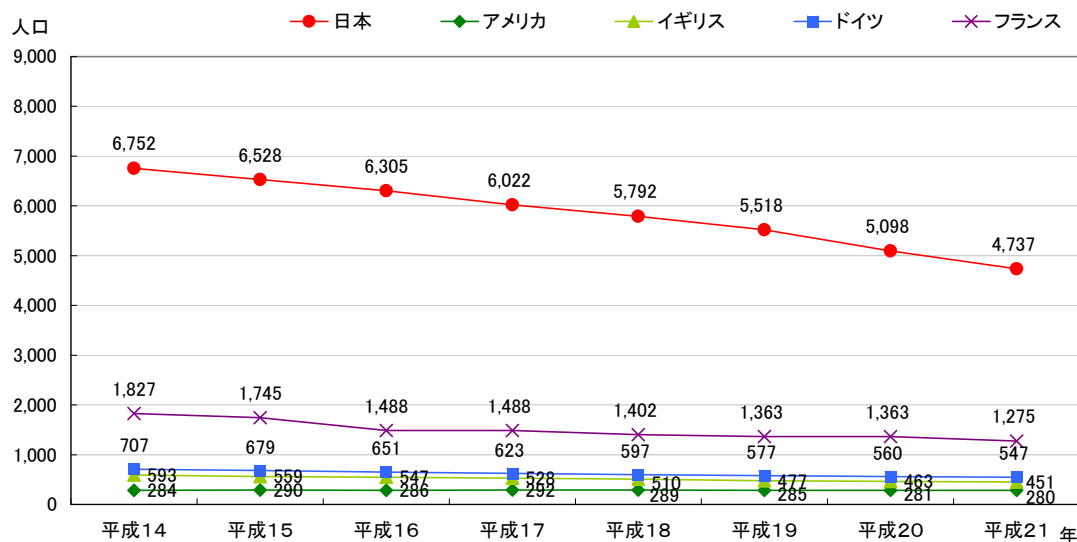
(委員間の協議) 最終報告案の取りまとめ

■ 弁護士数の推移



(注) 各年ともに3月末現在のデータである。

■ 弁護士1人あたりの国民数(各国比較)

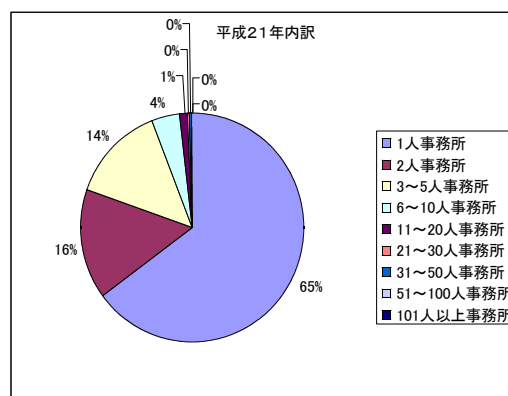
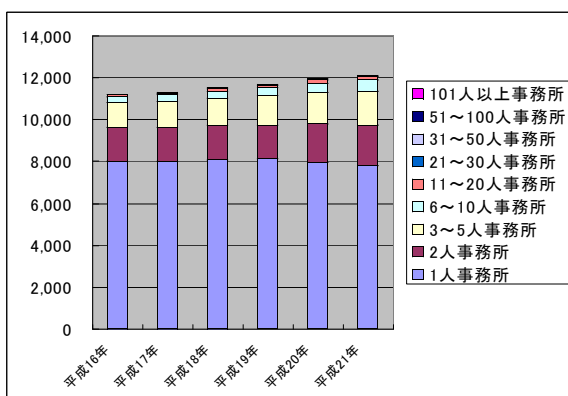


- 【注】 1. 上記グラフは、各国の人口を各国の弁護士数でそれぞれ除して算出したものである。
2. 日本の弁護士以外の法曹人口数値は、いずれも最高裁判所調べによるもの。
3. 日本…弁護士数は、各年の4月現在のもの。
人口は、総務省統計局調査による前年の10月1日現在のもの。
4. アメリカ…弁護士数は、ABA調査による各州で現に活動している者の総数から裁判官及び検察官の数を控除したもの。
人口は、米統計局 (U. S. Census Bureau) 調査によるもの。
5. イギリス…イングランド及びウェールズにおける数。
弁護士数は、独立開業している法廷弁護士 (バリスター) 及び開業証書を保有する事務弁護士 (ソリシター) の合計数から非常勤裁判官、検察官の職にあるソリシター及び法務長官の数を控除したもの。
人口は、英国政府統計局 (Office for National Statistice) 調査によるもの。
6. ドイツ…弁護士数は、連邦弁護士会調査によるもの。
人口は、連邦統計局によるもの。
7. フランス…弁護士数は、司法省調査による従前の法律顧問を含む弁護士、控訴院代訴士及びコンセイユデタ・破産院弁護士の合計数。
人口は、仏国立統計経済研究所 (INSEE) 調査によるもの。

■事務所の規模別に見た事務所数の推移■

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
1人事務所	8,000	8,040	8,092	8,109	7,960	7,821
2人事務所	1,643	1,589	1,666	1,650	1,815	1,900
3～5人事務所	1,176	1,238	1,300	1,392	1,540	1,657
6～10人事務所	283	312	324	389	426	518
11～20人事務所	87	97	99	96	127	140
21～30人事務所	18	23	24	29	26	32
31～50人事務所	3	6	7	13	18	19
51～100人事務所	4	3	3	3	5	4
101人以上事務所	5	5	6	5	5	7
合計	11,219	11,313	11,521	11,686	11,922	12,098

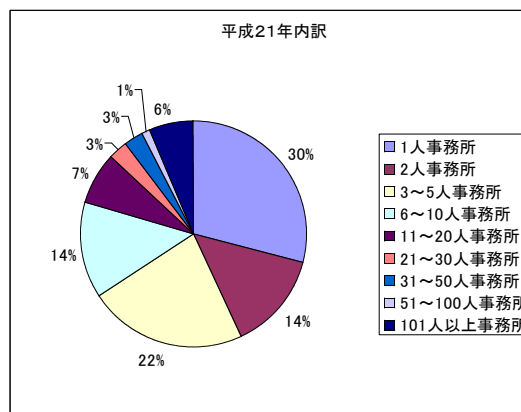
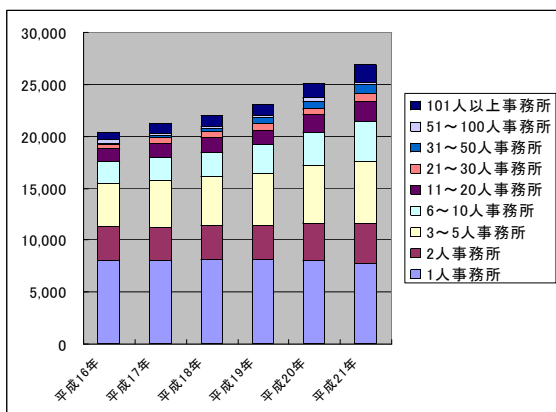
(注1) 弁護士白書2009年版より抜粋。
 (注2) 各年3月現在。ただし、平成19年は同年7月現在。



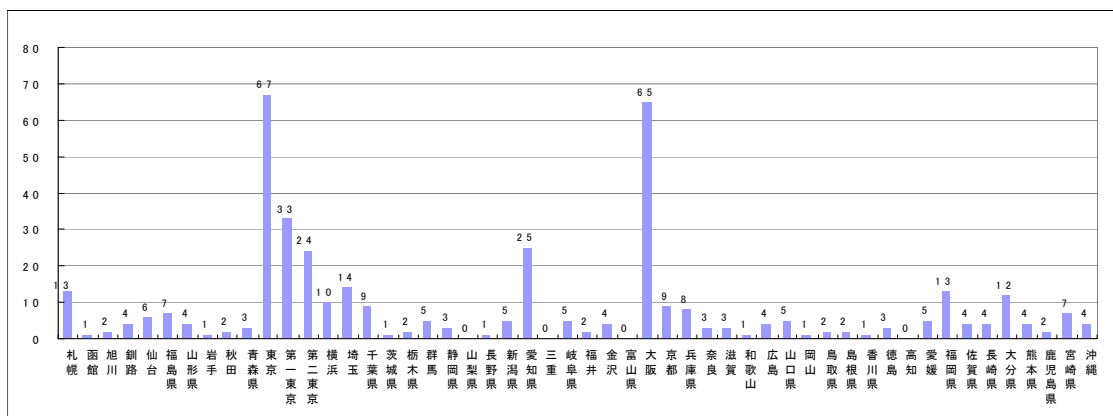
■事務所の規模別に見た弁護士数の推移■

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
1人事務所	8,000	8,040	8,092	8,109	7,960	7,821
2人事務所	3,286	3,178	3,332	3,300	3,630	3,800
3～5人事務所	4,243	4,496	4,703	5,019	5,606	5,999
6～10人事務所	2,062	2,262	2,366	2,815	3,097	3,805
11～20人事務所	1,227	1,345	1,405	1,352	1,766	1,982
21～30人事務所	434	557	592	686	620	774
31～50人事務所	119	226	254	475	662	750
51～100人事務所	256	211	189	220	369	290
101人以上事務所	756	880	1,088	1,134	1,331	1,709
合計	20,383	21,195	22,021	23,110	25,041	26,930

(注1) 弁護士白書2009年版より抜粋。
 (注2) 各年3月現在。ただし、平成19年は同年7月現在。

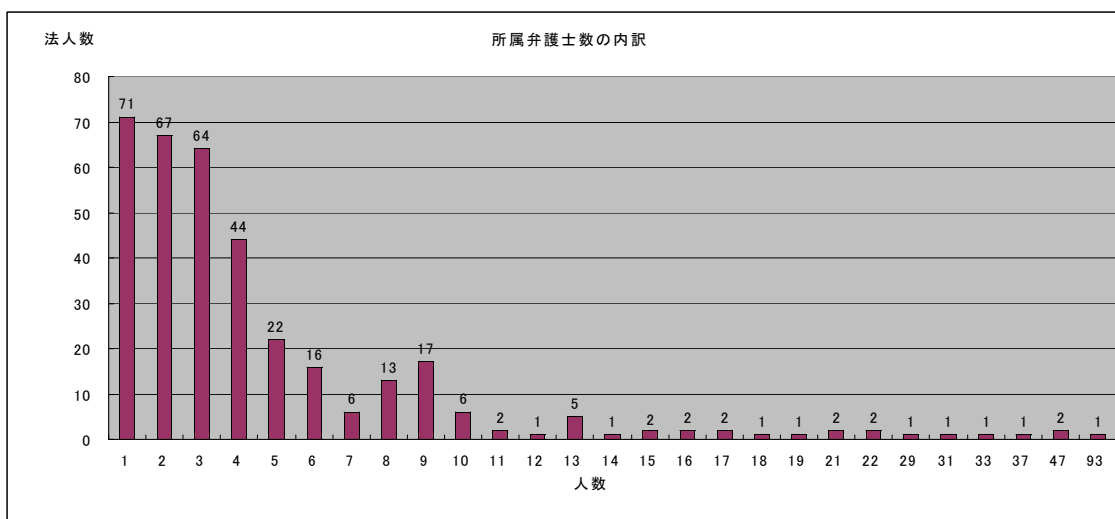
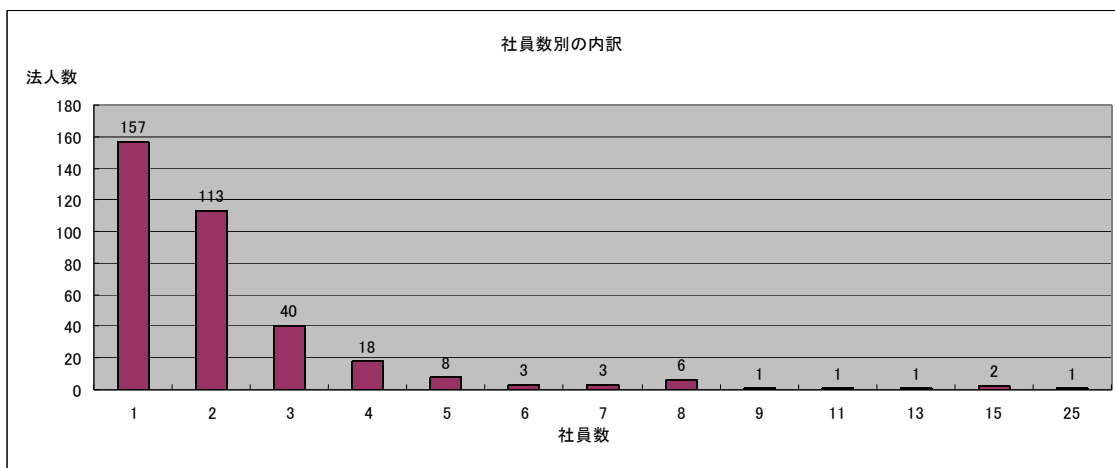


■ 所属弁護士会別法人会員数比較 ■



(注1) 「所属弁護士会別法人会員数」は、複数弁護士会に所属する法人があるので、合計は法人数より多くなっている。

(注2) 平成21年3月末日までの届出に基づくものである。



(注1) 弁護士白書 2009年版より抜粋。

(注2) 平成21年3月末日までの届出に基づくものである。

(注3) 所属弁護士数は、弁護士法人ごとに集計したもので、主たる事務所と従たる事務所の総数である。

(注4) 法人数の総数 354 には、清算中等の法人は含まれていない。

■従たる事務所のある弁護士法人一覧■

番号	主たる事務所	従たる事務所	備考	番号	主たる事務所	従たる事務所	備考
1	札幌(札幌市)	札幌(岩見沢市・滝川市・苫小牧市)	非常駐許可 (岩見沢市・滝川市)	58	大阪(堺市)	大阪(大阪市)	
2	函館(函館市)	函館(八雲町)	非常駐許可	59	大阪(大阪市)	第一東京(港区)	
3	岩手(盛岡市)	岩手(奥州市・大船渡市)	非常駐許可(大船渡市)	60	大阪(大阪市)	第一東京(港区)	
4	青森県(八戸市)	青森県(十和田市)	非常駐許可	61	大阪(大阪市)	第一東京(千代田区)	
5	東京(千代田区)	群馬(高崎市)		62	大阪(大阪市)	熊本県(熊本市)	
6	東京(港区)	群馬(高崎市)		63	大阪(北区)	福井県(福井市)	
7	東京(豊島区)	東京(千代田区・新宿区)		64	大阪(大阪市)	第一東京(千代田区)	
8	東京(千代田区)	東京(港区)		65	大阪(大阪市)	奈良(奈良市)	
9	東京(新宿区)	横浜(横浜市)		66	大阪(大阪市)	東京(中央区)	
10	東京(豊島区)	東京(立川市) 沖縄(那覇市) 愛知県(名古屋)		67	大阪(大阪市)	東京(千代田区)	
11	東京(新宿区)	東京(新宿区)		68	大阪(大阪市)	第二東京(千代田区)	
12	東京(千代田区)	仙台(仙台市) 札幌(札幌市) 大阪(大阪市)		69	大阪(大阪市)	第一東京(港区)	
13	東京(千代田区)	東京(港区・新宿区)		70	大阪(大阪市)	奈良(生駒市)	
14	東京(新宿区)	東京(渋谷区)		71	大阪(大阪市)	京都(京都市)	
15	東京(中央区)	青森県(十和田市)		72	大阪(岸和田市)	大阪(北区)	
16	東京(中央区)	静岡県(伊豆市)		73	大阪(中央区)	大阪(中央区)	
17	東京(港区)	埼玉(所沢市)		74	京都(京都市)	滋賀(草津市)	
18	東京(八王子市)	東京(町田市) 埼玉(さいたま市)		75	京都(京都市)	京都(亀岡市)	
19	東京(港区)	大阪(大阪市)		76	京都(京都市)	第二東京(千代田区)	
20	東京(千代田区)	千葉県(柏市)		77	兵庫県(神戸市)	兵庫県(姫路市)	
21	第一東京(千代田区)	大阪(大阪市)		78	奈良(橿原市)	奈良(五條市)	非常駐許可
22	第一東京(千代田区)	愛媛(今治市)		79	滋賀(大津市)	滋賀(長浜市・草津市)	非常駐許可(長浜市)
23	第一東京(新宿区)	埼玉(さいたま市)		80	和歌山(和歌山市)	和歌山(橋本市)	非常駐許可
24	第一東京(台東区)	福島県(いわき市)		81	広島(広島市)	広島(尾道市)	非常駐許可
25	第一東京(千代田区)	札幌(札幌市)		82	広島(広島市)	広島(広島市)	
26	第一東京(港区)	愛媛(松山市)	非常駐許可	83	山口県(萩市)	第一東京(中央区) 大阪(大阪市) 大阪(堺市) 埼玉(川口市)	
27	第二東京(千代田区)	第二東京(豊島区)		84	山口県(下関市)	山口県(下関市)	
28	第二東京(港区)	島根県(浜田市)		85	岡山(岡山市)	岡山(岡山市・津山市)	
29	第二東京(千代田区)	大阪(大阪市)		86	鳥取県(鳥取市)	鳥取県(倉吉市)	
30	第二東京(渋谷区)	千葉県(我孫子市)		87	香川県(高松市)	香川県(三豊市)	非常駐許可
31	横浜(相模原市)	横浜(相模原市)		88	徳島(徳島市)	第一東京(中央区)	
32	横浜(相模原市)	横浜(相模原市)		89	愛媛(大洲市)	愛媛(四国中央市・宇和島市)	
33	横浜(相模原市)	横浜(相模原市)		90	愛媛(大洲市)	愛媛(松山市)	
34	横浜(横浜市)	横浜(藤沢市)		91	福岡県(久留米市)	福岡県(朝倉市・大牟田市)	非常駐許可(朝倉市)
35	横浜(横浜市)	横浜(横浜市)		92	福岡県(福岡市)	福岡県(田川市・直方市・宗像市・福岡市)	
36	埼玉(さいたま市)	埼玉(越谷市)		93	福岡県(福岡市)	第一東京(港区) 愛知県(名古屋)	
37	埼玉(さいたま市)	埼玉(越谷市)		94	福岡県(北九州市)	福岡県(行橋市)	
38	埼玉(越谷市)	東京(台東区)		95	佐賀県(伊万里市)	第二東京(渋谷区) 福岡県(福岡市) 長崎県(諫早市)	
39	埼玉(さいたま市)	埼玉(久喜市)		96	佐賀県(佐賀市)	佐賀県(鳥栖市)	
40	千葉県(千葉市)	千葉県(富里市・匝瑳市)		97	佐賀県(佐賀市)	佐賀県(鹿島市・武雄市)	
41	群馬(高崎市)	群馬(高崎市)		98	長崎県(長崎市)	長崎県(佐世保市)	
42	群馬(沼田市)	群馬(高崎市)		99	大分県(大分市)	大分県(日田市)	非常駐許可
43	静岡県(沼津市)	静岡県(下田市)	非常駐許可	100	大分県(大分市)	大分県(佐伯市)	非常駐許可
44	新潟県(新潟市)	新潟県(三条市・長岡市・新発田市)		101	大分県(大分市)	大分県(杵築市・別府市)	いずれも非常駐許可
45	愛知県(一宮市)	愛知県(一宮市)		102	大分県(大分市)	大分県(竹田市)	非常駐許可
46	愛知県(名古屋)	愛知県(半田市) 第二東京(豊島区)		103	大分県(大分市)	大分県(臼杵市)	非常駐許可
47	愛知県(岡崎市)	愛知県(名古屋・半田市)		104	大分県(大分市)	大分県(佐伯市)	非常駐許可
48	愛知県(小牧市)	愛知県(北名古屋)		105	大分県(大分市)	大分県(杵築市)	非常駐許可
49	岐阜県(大垣市)	岐阜県(岐阜市)		106	大分県(中津市)	大分県(日田市)	非常駐許可
50	大阪(大阪市)	第一東京(千代田区)		107	熊本県(熊本市)	熊本県(山鹿市)	
51	大阪(大阪市)	第一東京(千代田区)		108	熊本県(熊本市)	熊本県(熊本市)	
52	大阪(大阪市)	第一東京(千代田区)		109	熊本県(熊本市)	熊本県(玉名市)	非常駐許可
53	大阪(大阪市)	第二東京(千代田区)		110	鹿児島県(鹿児島市)	鹿児島県(加治木町・鹿屋市・薩摩川内市)	いずれも非常駐許可
54	大阪(大阪市)	第一東京(千代田区) 福岡県(福岡市)		111	鹿児島県(鹿児島市)	鹿児島県(鹿屋市)	非常駐許可
55	大阪(大阪市)	東京(千代田区)		112	宮崎県(宮崎市)	宮崎県(日南市・都城市)	いずれも非常駐許可
56	大阪(大阪市)	大阪(豊能郡)		113	宮崎県(宮崎市)	宮崎県(宮崎市)	
57	大阪(大阪市)	東京(港区)		114	宮崎県(宮崎市)	東京(新宿区)	

(注1) 弁護士白書2009年版より抜粋。

(注2) 平成21年3月末日までの届出に基づくものである。

■ 外国法事務弁護士の登録状況内訳 ■

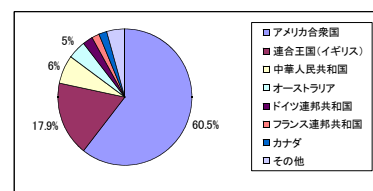
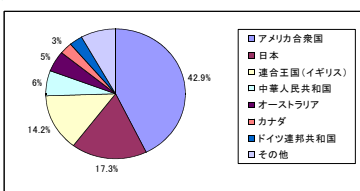
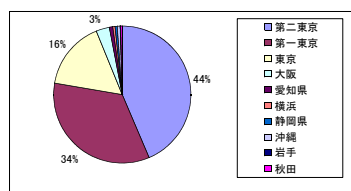
(平成21年12月15日現在)

【弁護士会別人数】	
第二東京	141
第一東京	110
東京	52
大阪	10
愛知県	3
横浜	2
静岡県	1
沖縄	2
岩手	1
秋田	1

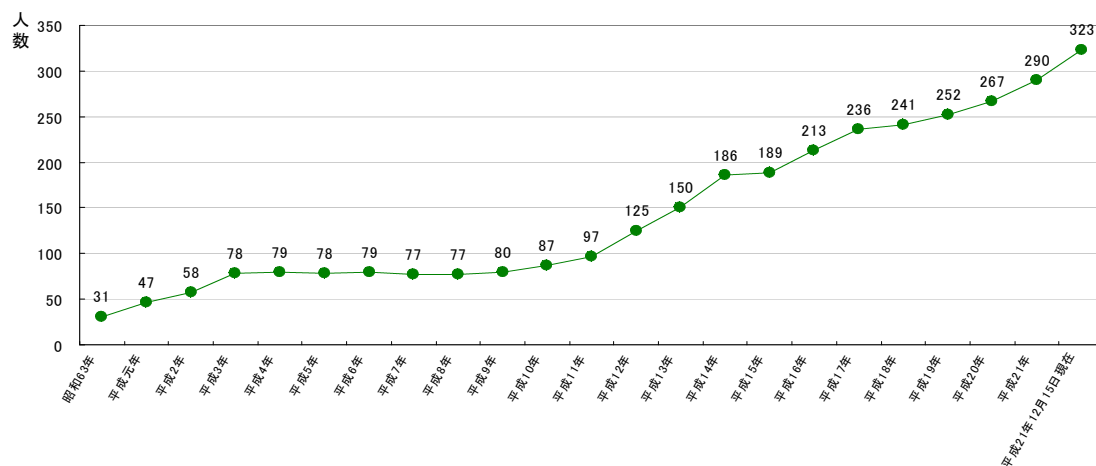
【国籍別内訳】	
アメリカ合衆国	139
日本	56
連合王国(イギリス)	46
中華人民共和国	21
オーストラリア	16
カナダ	10
ドイツ連邦共和国	10
フランス共和国	6
ニュージーランド	4
シンガポール共和国	4
オランダ王国	1
アイルランド	1
スイス連邦	1
ブルガリア共和国	1
サモア独立国	1
スペイン	1
ブラジル連邦共和国	1
大韓民国	1
インド	1
パラグアイ共和国	1
ネパール連邦民主共和国	1
イタリア共和国	1

【原資格国別内訳】	
(計 324 名)	
アメリカ合衆国	196
連合王国(イギリス)	58
中華人民共和国	21
オーストラリア	15
ドイツ連邦共和国	8
フランス共和国	5
カナダ	7
香港	3
ニュージーランド	2
パラグアイ共和国	1
オランダ王国	1
スペイン	1
ブラジル連邦共和国	1
スイス連邦	1
シンガポール共和国	1
大韓民国	1
ネパール連邦民主共和国	1
イタリア共和国	1

(注1)国籍については、二重国籍を取得している場合があり、その延べ人数となっている。
 (注2)原資格国については、同一人物が複数の国の資格を有している場合があり、その延べ人数となっている。
 (注3)本表の国名は、外国法事務弁護士登録名簿に記載の正式名称で表記している。

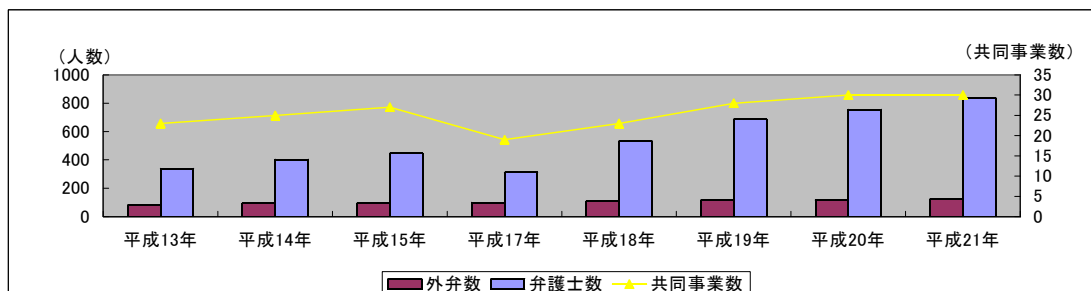


■ 外国法事務弁護士登録数の推移 ■



(注1)弁護士白書2009年版より抜粋。(ただし、平成21年12月15日現在のデータを除く。)
 (注2)各年ともに4月1日現在の統計データである。
 (注3)外弁法の施行日が昭和62年4月1日であり、昭和62年4月1日時点での登録者はいない。

■共同事業による提携関係の状況■



	平成13年	平成14年	平成15年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
外弁数	83	95	95	99	109	116	116	124 うち共同事業を営む外弁数 81 うち被雇用外弁数 43
弁護士数	338	403	446	312	536	688	755	839 うち共同事業を営む弁護士数 175 うち被雇用弁護士数 664
共同事業数	23	25	27	19	23	28	30	30

(注1)各年とも4月1日現在。なお、平成16年についてはデータなし。
 (注2)「共同事業数」は、平成15年までは特定共同事業、平成17年以降は外国法共同事業数。
 (注3)「弁護士数」とは、共同事業を営む弁護士の人数と、共同事業を営む弁護士又は外国法事務弁護士に雇用されている弁護士の人数の合計である。
 (注4)「外国法事務弁護士数」とは、共同事業を営む外国法事務弁護士の人数と、共同事業を営む弁護士又は外国法事務弁護士に雇用されている外国法事務弁護士の人数の合計である。

■外国法事務弁護士による弁護士及び外国法事務弁護士の雇用状況■

(平成21年4月1日現在)

事務所No	事務所全体人数	雇用者数	被雇用弁護士数	被雇用外弁数
1	3	1	1	0
2	2	1	0	1
3	7	4	3	2
4	5	2	3	2
5	3	1	2	0
6	2	1	1	0
7	3	1	0	1
8	40	6	0	1
9	27	5	0	16
10	24	10	0	1
11	11	2	3	0
12	11	1	0	3
13	54	1	0	0
14	44	6	51	7
15	2	1	1	0
16	1	1	0	0
合計	239	44	65	34

(注)事務所の全体人数と内訳数が一致しない、被雇用弁護士数、被雇用外弁数が0人である等が存在するのは、雇用先が変更になったものの届出がなされていない場合や、雇用終了等の届出時期にずれがある等の理由で、数値に反映されていない場合があるためである。

■弁護士等が雇用している外国弁護士の数(資格取得国別)■

(平成21年4月1日現在)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	雇用総数
アメリカ合衆国	32	16	13	6	11	11	6	16	11	28	150
連合王国	7	2	3	7	4	7	2	3	6	19	60
オーストラリア	4	6	5	2	1	1	3	1	1	6	30
中華人民共和国	2		1			1		2		3	9
ニュージーランド	2								1	2	5
カナダ	1	1	1					1			4
フィリピン	1						1			1	3
香港	2				1						3
ドイツ連邦共和国						1				1	2
大韓民国				1		1					2
マレーシア	1	1									2
ベルギー王国						1					1
タイ王国	1										1
ロシア	1										1
シンガポール共和国	1										1
インド										1	1
雇用総数	55	26	23	16	17	23	12	23	19	61	275

(注)雇用人数は、雇用年月日を基準としたもの。雇用終了については確認していませんので、雇用総数は平成21年4月1日現在の雇用数とは一致しない。

※データは弁護士白書より抜粋

主要国の外国弁護士受入制度の現状等(平成20年6月現在)

		外弁受入制度	職務経験要件	第三国法の取扱い	共同事業の可否	雇用
日本		あり	あり (期間)3年(直近要件なし) (職務経験地)第三国経験可	書面による助言を受けて可	制限なし(外国法共同事業)	可
米国	22州	なし				
	28州 及びコロンビア特別区	あり	(期間) 申請直前5年中3年 3州 (ニューヨーク, ミシガン, テキサス) 申請直前6年中4年 2州 (カリフォルニア, オハイオ) 申請直前7年中5年 15州 (フロリダ, ハワイ, アラスカ等) 申請直前5年中5年 3州 (ノースカロライナ, ルイジアナ, マサチューセッツ)	不可 11州 (カリフォルニア等)	制限なし	制限なし
			(職務経験地) 原資格国のみ 18州 第三国経験可 9州 (ニューヨーク, インディアナ等)	原則不可だが, 一定の場合(助 言を受けて等)可 7州 (ハワイ等)		
	可 5州 (ニューヨーク, ワシントンDC等)					
連合王国		あり (訴訟以外の業 務は弁護士でな くとも可能)	不要	制限なし	ソリシターとは可 バリスターとは不可	事実上不可 外国人登録弁護士 (Registered Foreign Lawyer) がソリシターと共同事業を行う 場合にソリシターを雇用するこ とは可
中華人民共和国		あり	あり (期間・職務経験地) 国外で2年以上 事務所の代表者は, 国外で3年以 上	不可	不可	不可
フランス共和国		なし	ただし, 特別な試験により, フルライセンスを与える制度あり			
ドイツ連邦共和国		あり	不要	不可	制限なし	制限なし